

野外活動センター旅行条件説明書

1 本旅行条件説明書の意義

本旅行条件説明書は、旅行業法第十二条の四に定める取引条件説明書面及び同法第十二条の五に定める契約書面の一部となります。

2 募集型企画旅行契約

- ① この旅行は公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団が企画・実施する旅行であり、この旅行の参加者は当事業団と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- ② 当事業団は参加者が当事業団の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。
- ③ 旅行契約の内容・条件は、開催要綱、本旅行条件説明書、旅行代金入金時にお渡しする契約書面及び、当事業団旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当事業団約款」といいます。）によります。

3 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- ① 当事業団が指定した募集期間内に、当事業団窓口にて、当事業団所定の申込書に所定の事項を記入のうえ、お申し込みいただきます。募集期間内に定員を超える応募があった場合、抽選を行い、当選者に参加決定通知と本旅行条件説明書を郵送いたします。この場合、参加決定者に通知を発送した時点で予約確定となります。当事業団が参加決定通知で指定した期日までに、当事業団窓口で健康申告書の提出と旅行代金をご入金いただき、契約書面をお渡しいたします。旅行契約は旅行代金を受領した時点で成立するものとし、指定期日までに旅行代金の入金がない場合、当事業団はお申し込みはなかったものとして取り扱います。
- ② 当事業団は郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。
- ③ 当事業団は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- ④ 契約責任者は、当事業団が定める日までに、構成者の名簿を当事業団に提出しなければなりません。
- ⑤ 当事業団は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- ⑥ 当事業団は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

4 お申し込み条件

- ① 18歳未満の方は健康申告書提出時に保護者の同意署名が必要です。
- ② 特定の参加者を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当事業団の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- ③ お客様が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められた場合は、お申込みをお断りする場合があります。
- ④ お客様が当事業団に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったときは、お申込みをお断りする場合があります。
- ⑤ お客様が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当事業団の信用を毀損し若しくは当事業団の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったときは、お申込みをお断りする場合があります。
- ⑥ 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっていられっしやる方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。当事業団は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当事業団がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。なおこの場合、医師の診断書を提出し

ていただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況等により、旅行の安全かつ円滑な実施のために、コースの一部変更をさせていただくか、またはご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいは参加をお断りさせていただく場合があります。

- ⑦ 当事業団は、本項①、②、④の場合で、当事業団よりお客様にご連絡が必要な場合は、①、②はお申し込みの日から、④はお申し出の日から、原則として一週間以内にご連絡いたします。
- ⑧ お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当事業団が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。
- ⑨ お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- ⑩ お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当事業団が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- ⑪ その他当事業団の業務上の都合により、ご参加をお断りする場合があります。

5 旅行代金について

「旅行代金」は参加決定通知に記載する入金締切日までにお支払ください。旅行代金は各コースごとに表示しております。なお、旅行代金は第10項①の「取消料」、第10項②の「違約料」、及び第19項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。

①旅行代金に含まれるもの

運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事代、入場料、拝観料、プログラム指導料、各種ガイド料等及び消費税等諸税、その他募集要項において、旅行代金に含まれる旨表示したものを。

※上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払戻しはいたしません。

② 旅行代金に含まれないもの

クリーニング代、電報電話料その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料、自宅から発着地までの交通費・宿泊費等。

6 契約書面のお渡し

当事業団は旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当事業団の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はプログラムのしおり、本旅行条件説明書により構成されます。

7 旅行契約内容の変更

当事業団は旅行契約成立後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当事業団の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当事業団の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

8 旅行代金の額の変更

当事業団は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

- ① 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- ② 当事業団は本項①の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項①の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- ③ 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当事業団はその変更差額だけ旅行代金を

減額します。

- ③ 第7項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を含みます。）が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当事業団はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- ④ 当事業団は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を開催要綱等に記載した場合、旅行契約の成立後に当事業団の責に帰すべき事由によらず当該利用人員変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

9 お客様の交代

お客様は、当事業団が承諾をした場合に限り、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当事業団に提出していただきます。また契約上の地位の譲渡は、当事業団が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当事業団は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交代に応じない等の理由により、交代をお断りする場合があります。

10 取消料

- ① 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合には開催要綱記載の取消料をいただきます。
- ② 旅行代金が期日までに支払われないときは、当事業団は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。

11 旅行開始前の解除

1 お客様の解除権

- 【1】お客様は開催要綱に記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申し込み窓口の営業時間内にお受けいたします。
- 【2】お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
 - ① 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第19項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。
 - ② 第8項①に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
 - ③ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - ④ 当事業団の責に帰すべき事由により、開催要綱に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
- 【3】当事業団は本項1の【1】により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金から所定の取消料を差し引き払い戻しをいたします。また本項1の【2】により、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金全額を払い戻しいたします。

2 当事業団の解除権

1 次の項目に該当する場合は、当事業団は旅行契約を解除することがあります。

- ① お客様が当事業団のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
- ② お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
- ③ お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。

- ④ お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
 - ⑤ お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - ⑥ お客様の人数が開催要綱に記載した最少催行人数に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前（日帰り旅行は3日目に当たる日より前）に旅行中止のご通知をいたします。
 - ⑦ スキー、スノーボード、スノーハイキング等を目的とする旅行における降雪量の不足のように、当事業団があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
 - ⑧ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当事業団の関与し得ない事由が生じた場合において、開催要綱に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- 3 当事業団は本項2の①により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項2の②により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金の全額を払い戻しいたします。

1 2 旅行開始後の解除

1 お客様の解除権

- ① お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- ② お客様の責に帰さない事由により開催要綱に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
- ③ 本項1の②の場合において、当事業団は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当事業団の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

2 当事業団の解除権

【1】 当事業団は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。

- ① お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
- ② お客様が第4項の③④⑤のいずれかに該当することが判明したとき。
- ③ お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当事業団の指示への違背、これらの者または同行する他の旅行者に対する暴行または脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- ④ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当事業団の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

【2】 解除の効果及び払い戻し

本項2の【1】に記載した事由で当事業団が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、または支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当事業団は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当事業団が当該旅行サービス提供者に支払い、またはこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。

【3】本項2の【1】の①、④により当事業団が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

【4】当事業団が本項2の【1】の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当事業団とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当事業団の債務については、有効な弁済がなされたものとしします。

1.3 旅行代金の払い戻し

- 1 当事業団は、「第8項の②③⑤の規定により旅行代金を減額した場合」または「第10項から第12項までの規定によりお客様もしくは当事業団が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあっては開催要綱に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しいたします。
- 2 本項1の規定は、第15項（当事業団の責任）または第17項（お客様の責任）で規定するところにより、お客様又は当事業団が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。
- 3 お客様は出発日より1ヶ月以内に野外活動センターに払い戻しをお申し出ください。

1.4 添乗員

1 「添乗員同行」

添乗員が同行する場合に添乗員が行うサービスは、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従っていただきます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

1.5 当事業団の責任

- 1 当事業団は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当事業団の故意または過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の翌日から起算して2年以内に当事業団に対して通知があった場合に限ります。
- 2 お客様が次に例示するような事由により、損害を被られえた場合におきましては、当事業団は原則として本項1の責任を負いません。
 - ① 天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ② 運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
 - ③ 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ④ 官公署の命令、伝染病による隔離またはこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - ⑤ 自由行動中の事故
 - ⑥ 食中毒
 - ⑦ 盗難
 - ⑧ 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更などまたはこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
- 3 手荷物について生じた本項1の損害につきましては、本項1のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して14日以内に当事業団に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当事業団が行う賠償額はお1人あたり最高15万円まで（当事業団に故意または重大な過失がある場合を除きます。）といたします。

1.6 特別補償

- 1 当事業団は前項1の当事業団の責任が生じるか否かを問わず、当事業団約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金（1500万円）・後遺障害補償金（1500万円を上限）・入院見舞金（2万円～20

万円)及び通院見舞金(1万円～5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個または1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。)を支払います。

- 2 本項1にかかわらず、当事業団の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨開催要綱に明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- 3 お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当事業団は本項1の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- 4 当事業団は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます。)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当事業団約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。
- 5 当事業団が本項1に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものとします。

17 お客様の責任

- 1 お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当事業団約款の規定を守らないことにより当事業団が損害を受けた場合は、当事業団はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- 2 お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当事業団から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- 3 お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関または野外活動センターに申し出なければなりません。
- 4 当事業団は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当事業団の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当事業団が指定する期日までに当事業団の指定する方法で支払わなければなりません。
- 5 クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額とします。

18 オプションツアーまたは情報提供

- 1 当事業団の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、自由参加型プログラム(以下「オプションツアー」といいます。)を実施した場合の第16項(特別補償)の適用については、当事業団は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。
- 2 当事業団は、開催要綱等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当事業団は第16項の特別補償規程を適用します(ただし、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨開催要綱又は確定書面にて記載した場合を除きます。)が、それ以外の責任を負いません。

19 旅程保証

当事業団は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の【1】・【2】・【3】で規定する変更を除きます。)は、第5項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当事業

団に第15項1の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部または一部として支払います。

1 次に掲げる事由による変更の場合は、当事業団は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)

ア 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変

イ 戦乱

ウ 暴動

エ 官公署の命令

オ 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止

カ 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供

キ 旅行参加者の生命または身体の安全確保のため必要な措置

2 第11項及び第12項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当事業団は変更補償金を支払いません。

変更補償金の額＝1件につき下記の率×旅行代金

当事業団が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
【1】開催要綱または確定書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1. 5%	3. 0%
【2】開催要綱または確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設その他の旅行の目的地の変更	1. 0%	2. 0%
【3】開催要綱または確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低いものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が開催要綱または確定書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1. 0%	2. 0%
【4】開催要綱または確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1. 0%	2. 0%
【5】開催要綱または確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1. 0%	2. 0%
【6】開催要綱または確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備または景観その他の客室条件の変更	1. 0%	2. 0%
【7】上記【1】～【6】に掲げる変更のうち募集開催要綱または確定書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2. 5%	5. 0%

・注1：開催要綱の記載内容と確定書面の記載内容との間または確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

・注2：【7】に掲げる変更については、【1】～【6】の料率を適用せず、【7】の料率を適用します。

・注3：1件とは、運送機関の場合1乗車船ごとに、宿泊機関の場合1泊ごとに、その他の旅行サービスの場合1該当事項ごとに1件とします。

・注4：【4】【5】【6】に掲げる変更が1乗車船または1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船または1泊につき1変更として取り扱います。

・注5：【3】【4】に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取り扱います。

・注6：【4】運送機関の会社名の変更、【7】宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更に伴うものをいいます。

・注7：【4】運送機関の会社名の変更については、等級または設備のより高いものへの変更を伴う場合には

適用しません。

・注8：1旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は変更補償金を支払いません。

2 0 国内旅行保険への加入について

ご旅行中、怪我をした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であるのが実情です。これらの治療費、移送費、また死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で十分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。当事業団の加入保険の内容も含めまして、詳細については、野外活動センターにお問い合わせください。

2 1 個人情報の取り扱い

- 1 当事業団は、旅行申し込みの受付に際し、所定の申込書、健康申告書等に記載された項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当事業団にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であって、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のために必要な手続きがとれない場合、またプログラム実施に支障をきたす恐れがある場合、お客様のお申し込み、ご依頼をお引き受けできないことがあります。
- 2 当事業団は、前号により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲、及び当事業団の統計資料の作成に利用させていただきます。
- 3 当事業団は、プログラム指導業務等において、本項1により取得した個人情報を取り扱う業務の一部を他社へ委託することがあります。この場合、当事業団は当該委託先企業を当事業団基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を預託いたします。
- 4 当事業団は、当事業団が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号、生年月日につきまして、野外活動センター、武蔵野総合体育館1階受付及び武蔵野プレイスで共同で利用させていただきます。

2 2 その他

- 1 お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- 2 お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当事業団では、商品の交換や返品等のお手伝いはしかねます。
- 3 最少催行人数は各プログラムとも定員の1/3です。
- 4 なお、旅行条件について、お客様のご依頼があれば、旅行業務取扱管理者が最終的に説明を行います。

東京都知事登録旅行業第2-6513号 一般社団法人全国旅行業協会正会員
(公財) 武蔵野生涯学習振興事業団 野外活動センター
東京都武蔵野市吉祥寺北町5丁目11番20号 TEL:0422-54-4540
旅行業務取扱管理者：市川 孝志